# 女性活躍応援ファンド

# （愛称：椿）

**追加型投信／国内／株式**

**※課税上は株式投資信託として取扱われます。**

## 投資信託説明書（請求目論見書）

## 2020年12月17日

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本文書にかかる「女性活躍応援ファンド（愛称：椿）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2020年12月16日に関東財務局長に提出しており、2020年12月17日にその届出の効力が生じております。

| | |
|---|---|
| 発行者名 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 取締役社長　松下 浩一 |
| 本店の所在の場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当ありません。 |

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

# 第一部　証券情報

## (1) ファンドの名称

女性活躍応援ファンド（愛称：椿）

## (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

## (3) 発行（売出）価額の総額

10 兆円を上限とします。

## (4) 発行（売出）価格

1 万口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　（営業日の 9:00～17:00）
・委託会社のホームページ
　アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

## (5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　（営業日の 9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## (6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　（営業日の 9:00～17:00）

**(7) 申込期間**

2020年12月17日から2021年6月15日まで(継続申込期間)
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

**(8) 申込取扱場所**

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　(営業日の9:00～17:00)
・委託会社のホームページ
　アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

**(9) 払込期日**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10) 払込取扱場所**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11) 振替機関に関する事項**

振替機関は下記のとおりです。
株式会社　証券保管振替機構

**(12) その他**

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

② 委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

③ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑥ 取得申込金額に利息は付きません。

⑦　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

# 第二部　ファンド情報

## 第１　ファンドの状況

### １　ファンドの性格

**(1) ファンドの目的及び基本的性格**

当ファンドは、わが国の株式の中から、女性の活躍により成長することが期待される企業に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 追加型投信 |
| | 投資対象地域 | 国内 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | 株式 |
| 属性区分 | 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（株式　一般)) |
| | 決算頻度 | 年２回 |
| | 投資対象地域 | 日本 |
| | 投資形態 | ファミリーファンド |

（注１）商品分類の定義

・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

（注２）属性区分の定義

・「その他資産」…組入れている資産

・「株式　一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの

・「年２回」…目論見書等において、年２回決算する旨の記載があるもの

・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

## 商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型投信 | 国　内 | 株　式 |
| 追加型投信 | 海　外 | 債　券 |
| | 内　外 | 不動産投信 |
| | | その他資産（　　） |
| | | 資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株 | 年1回 | グローバル | |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　） | 年2回 | 日本 | ファミリーファンド |
| 不動産投信 | 年4回 | 北米 | |
| その他資産<br>（投資信託証券<br>（株式　一般）） | 年6回（隔月） | 欧州 | |
| 資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年12回（毎月） | アジア | |
| | 日々 | オセアニア | |
| | その他<br>（　） | 中南米 | ファンド・オブ・ファンズ |
| | | アフリカ | |
| | | 中近東（中東） | |
| | | エマージング | |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

## 1 「女性の活躍」に着目して投資候補銘柄を選定します。

## 2 徹底したリサーチにより投資魅力の高い銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。

- 投資候補銘柄の中から、徹底したボトムアップ・アプローチを重視した個別企業の分析および投資環境の分析を行ない、投資魅力の高い銘柄を選定します。
- 個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮し、ポートフォリオを構築します。
- 投資候補銘柄およびポートフォリオの組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。

### ポートフォリオ構築のイメージ

- 徹底したボトムアップ・アプローチを重視した個別企業の分析および投資環境の分析を行ない、投資魅力の高い銘柄を選定
- 個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮

以下のような企業を選定
1. 女性の活躍を推進する企業
2. 女性の社会進出を助ける企業
3. 女性向けまたは女性に人気の商品やサービスを提供する企業
4. 女性の所得が増加することにより恩恵を受ける企業

## ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

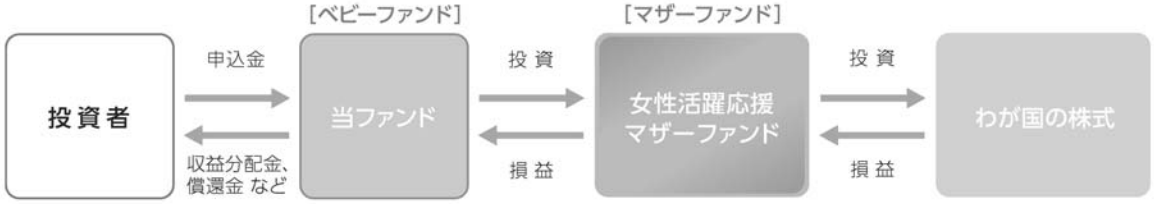


・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
・マザーファンドにおいて、株式の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1および2の運用が行なわれないことがあります。

## 3 毎年3月20日および9月20日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[ 分配方針 ]

1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

2 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### 主な投資制限

● マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
● 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
● 外貨建資産への投資は、行ないません。

## (2) ファンドの沿革

2015 年 3 月 31 日　　信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) ファンドの仕組み

<table>
<tr><td>受益者</td><td colspan="2">お申込者</td></tr>
<tr><td colspan="3">収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）</td></tr>
<tr><td>お取扱窓口</td><td>販売会社</td><td>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。<br>①受益権の募集の取扱い<br>②一部解約請求に関する事務<br>③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など</td></tr>
<tr><td colspan="3">↑↓※1　　収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>大和アセットマネジメント株式会社</td><td>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。<br>①受益権の募集・発行<br>②信託財産の運用指図<br>③信託財産の計算<br>④運用報告書の作成　など</td></tr>
<tr><td colspan="3">↓運用指図↑↓※2　　損益↑↓信託金（※3）</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>株式会社<br>りそな銀行<br><br>再信託受託会社：<br>株式会社日本カストディ銀行</td><td>信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。<br>①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分<br>②信託財産の計算　など</td></tr>
<tr><td colspan="3">損益↑↓投資</td></tr>
<tr><td>投資対象</td><td colspan="2">わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）　など<br>（ファミリーファンド方式で運用します。）</td></tr>
</table>

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社等の概況（2020年9月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

| | |
|---|---|
| 1959年12月12日 | 大和証券投資信託委託株式会社として設立 |
| 1960年 2月17日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1960年 4月 1日 | 営業開始 |
| 1985年11月 8日 | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 |
| 1995年 5月31日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。 |
| 1995年 9月14日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 2007年 9月30日 | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。<br>（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号） |
| 2020年 4月 1日 | 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更 |

・大株主の状況

| 名　称 | 住　所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| | | 株 | % |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 2,608,525 | 100.00 |

## 2　投資方針

### (1) 投資方針

①　主要投資対象

女性活躍応援マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

②　投資態度

1. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）の中から、女性の活躍により成長することが期待される企業に投資し、信託財産の成長をめざします。
2. マザーファンドにおけるポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針を基本とします。

イ．「女性の活躍」に着目し、以下のような企業を投資候補銘柄とします。

ⅰ．女性の活躍を推進する企業
ⅱ．女性の社会進出を助ける企業
ⅲ．女性向けまたは女性に人気の商品やサービスを提供する企業
ⅳ．女性の所得が増加することにより恩恵を受ける企業

ロ．投資候補銘柄の中から、徹底したボトムアップ・アプローチを重視した個別企業の分析および投資環境の分析を行ない、投資魅力の高い銘柄を選定します。

ハ．個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

ニ．投資候補銘柄およびポートフォリオの組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。

3. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

4. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。
5. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

**(2) 投資対象**

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）
   ハ. 約束手形
   ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された女性活躍応援マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前 19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前 5.の権利の性質を有するもの

### (3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

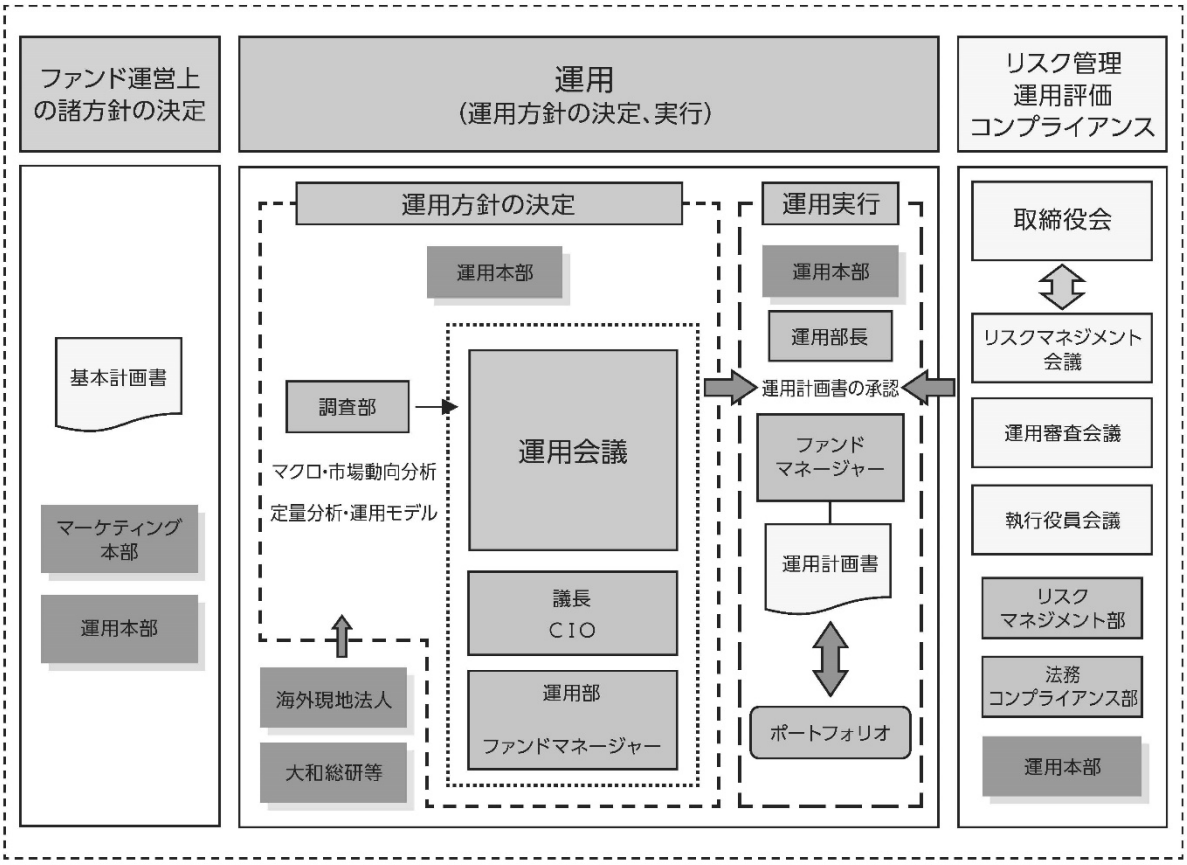


② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（2 名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・基本的な運用方針の決定

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5 名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）
CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）
ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー
ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議
次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．運用審査会議
経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．リスクマネジメント会議
経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．執行役員会議
経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制
受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2020年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

**(4) 分配方針**

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
②　原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

**(5) 投資制限**

①　マザーファンドの受益証券（信託約款）
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②　株式（信託約款）
株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③　新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④　投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑥　同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の 1.から 6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の 1.から 6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売出しにより取得する株券
5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前 5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧　先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から 4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から 4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

⑨　スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額の

うち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩　金利先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪　デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑫　有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3．投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑬　外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑭　信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑮　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参　考＞ マザーファンド（女性活躍応援マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

①　主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、女性の活躍により成長することが期待される企業に投資し、信託財産の成長をめざします。

ロ．ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針を基本とします。

(a)「女性の活躍」に着目し、以下のような企業を投資候補銘柄とします。

ⅰ．女性の活躍を推進する企業

ⅱ．女性の社会進出を助ける企業

ⅲ．女性向けまたは女性に人気の商品やサービスを提供する企業

ⅳ．女性の所得が増加することにより恩恵を受ける企業

(b) 投資候補銘柄の中から、徹底したボトムアップ・アプローチを重視した個別企業の分析および投資環境の分析を行ない、投資魅力の高い銘柄を選定します。

(c) 個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

(d) 投資候補銘柄およびポートフォリオの組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。

ハ．株式の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の

運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後掲(3)⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 1. から前 11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

②　新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤　外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑥　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を

上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

⑦　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧　金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## ３　投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

①　株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは中小型株式に投資することがあります。中小型株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。

当ファンドは特定の業種へ偏った投資となるため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

②　その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

①　金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

②　ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

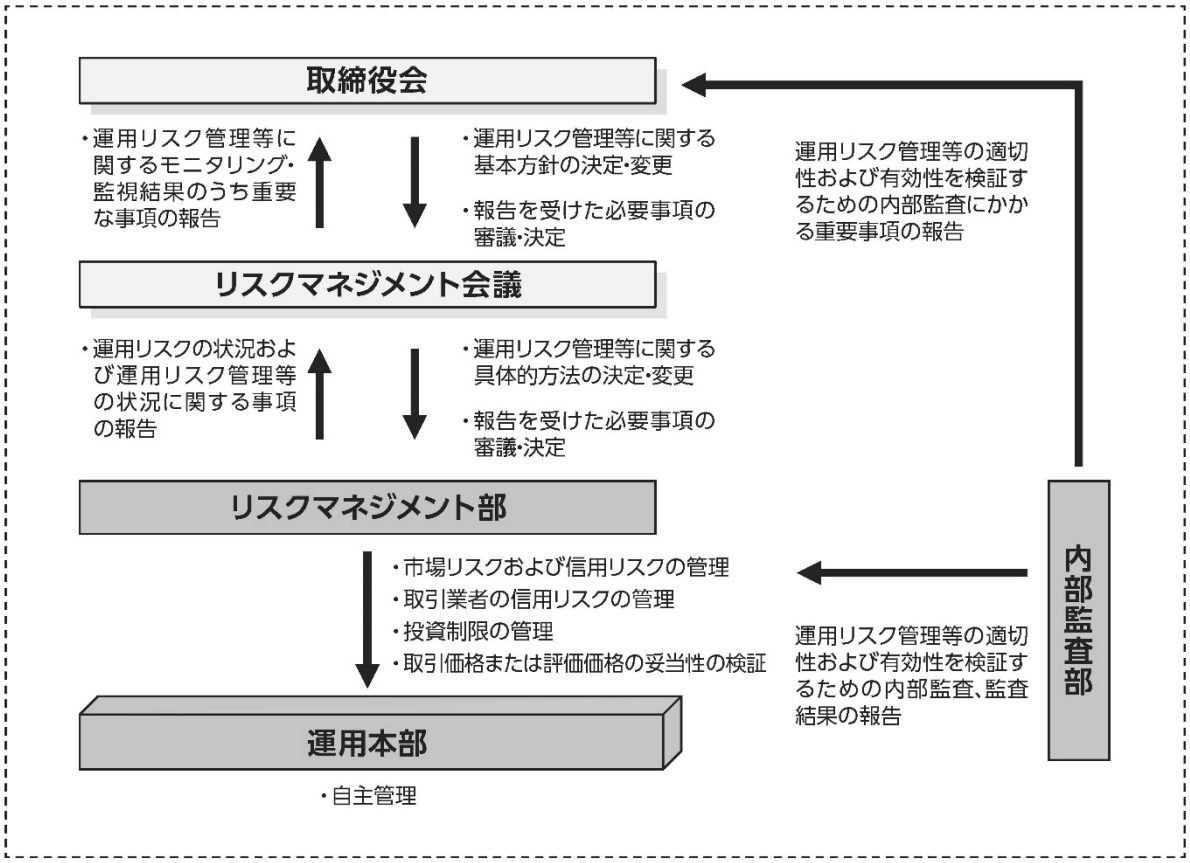


※　流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

# 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

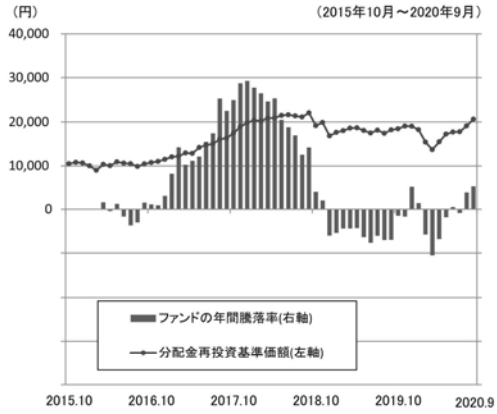


他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

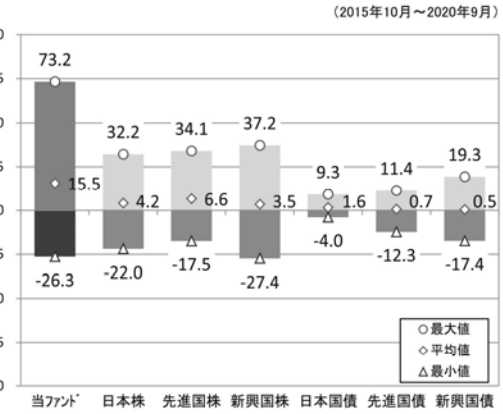


※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4　手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター）　0120-106212
（営業日の 9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

### (2) 換金（解約）手数料

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

### (3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.595%（税抜 1.45%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|
| 年率 0.70%<br>（税抜） | 年率 0.70%<br>（税抜） | 年率 0.05%<br>（税抜） |

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

### (4) その他の手数料等

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の

利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④　信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

**(5) 課税上の取扱い**

課税上は株式投資信託として取扱われます。

①　個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20％（所得税 15％および地方税 5％）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％および地方税 5％）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20％（所得税 15％および地方税 5％）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％および地方税 5％）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後 3 年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。満 20 歳以上の方を対象としたＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20 歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、年間

80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注 1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注 2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(※) 上記は、2020 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ５　運用状況

### (1) 投資状況（2020 年 9 月 30 日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 30,596,183,394 | 100.22 |
| 内 日本 | 30,596,183,394 | 100.22 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | △68,451,703 | △0.22 |
| 純資産総額 | 30,527,731,691 | 100.00 |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 投資資産（2020 年 9 月 30 日現在）

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円) | 評価単価<br>時価<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 女性活躍応援マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 13,523,174,981 | 2.2708<br>30,708,427,024 | 2.2625<br>30,596,183,394 | 100.22 |

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 100.22% |
| 合計 | 100.22% |

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

| | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|---|---|---|---|---|
| 第1計算期間末<br>(2015年9月24日) | 737,505,000 | 737,505,000 | 0.9832 | 0.9832 |
| 第2計算期間末<br>(2016年3月22日) | 877,101,075 | 877,101,075 | 0.9939 | 0.9939 |
| 第3計算期間末<br>(2016年9月20日) | 975,514,616 | 980,358,618 | 1.0069 | 1.0119 |
| 第4計算期間末<br>(2017年3月21日) | 1,101,049,803 | 1,206,978,598 | 1.1434 | 1.2534 |
| 第5計算期間末<br>(2017年9月20日) | 5,161,729,754 | 5,400,305,136 | 1.4063 | 1.4713 |
| 第6計算期間末<br>(2018年3月20日) | 21,206,316,038 | 22,219,425,103 | 1.6746 | 1.7546 |
| 第7計算期間末<br>(2018年9月20日) | 48,692,737,932 | 48,692,737,932 | 1.7664 | 1.7664 |
| 第8計算期間末<br>(2019年3月20日) | 39,047,750,179 | 39,047,750,179 | 1.5189 | 1.5189 |
| 第9計算期間末<br>(2019年9月20日) | 35,744,415,943 | 35,744,415,943 | 1.5020 | 1.5020 |
| 2019年9月末日 | 35,676,742,377 | － | 1.5094 | － |
| 10月末日 | 35,429,466,448 | － | 1.5290 | － |
| 11月末日 | 35,402,563,203 | － | 1.5786 | － |
| 12月末日 | 34,050,417,847 | － | 1.5782 | － |
| 2020年1月末日 | 31,897,095,494 | － | 1.5110 | － |
| 2月末日 | 26,859,602,927 | － | 1.2774 | － |
| 第10計算期間末<br>(2020年3月23日) | 20,765,784,214 | 20,765,784,214 | 0.9896 | 0.9896 |
| 3月末日 | 24,256,819,121 | － | 1.1359 | － |
| 4月末日 | 27,385,593,997 | － | 1.2838 | － |
| 5月末日 | 30,333,357,752 | － | 1.4283 | － |
| 6月末日 | 30,065,245,241 | － | 1.4684 | － |
| 7月末日 | 29,560,590,325 | － | 1.4723 | － |
| 8月末日 | 30,230,760,621 | － | 1.5817 | － |
| 第11計算期間末<br>(2020年9月23日) | 31,336,422,646 | 31,336,422,646 | 1.7185 | 1.7185 |
| 9月末日 | 30,527,731,691 | － | 1.7115 | － |

② 分配の推移

| | 1口当たり分配金(円) |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 0.0050 |
| 第4計算期間 | 0.1100 |
| 第5計算期間 | 0.0650 |
| 第6計算期間 | 0.0800 |
| 第7計算期間 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 0.0000 |
| 第9計算期間 | 0.0000 |
| 第10計算期間 | 0.0000 |
| 第11計算期間 | 0.0000 |

### ③ 収益率の推移

| | 収益率(%) |
|---|---|
| 第1計算期間 | △1.7 |
| 第2計算期間 | 1.1 |
| 第3計算期間 | 1.8 |
| 第4計算期間 | 24.5 |
| 第5計算期間 | 28.7 |
| 第6計算期間 | 24.8 |
| 第7計算期間 | 5.5 |
| 第8計算期間 | △14.0 |
| 第9計算期間 | △1.1 |
| 第10計算期間 | △34.1 |
| 第11計算期間 | 73.7 |

### (4) 設定及び解約の実績

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---|---|---|
| 第1計算期間 | 572,673,283 | 37,058,358 |
| 第2計算期間 | 193,728,037 | 61,335,726 |
| 第3計算期間 | 173,491,293 | 87,164,086 |
| 第4計算期間 | 406,564,070 | 412,375,523 |
| 第5計算期間 | 3,398,750,749 | 691,349,292 |
| 第6計算期間 | 11,920,847,492 | 2,927,374,683 |
| 第7計算期間 | 20,463,878,972 | 5,561,943,011 |
| 第8計算期間 | 1,862,960,308 | 3,720,059,668 |
| 第9計算期間 | 1,371,132,598 | 3,281,534,216 |
| 第10計算期間 | 1,294,264,403 | 4,107,892,792 |
| 第11計算期間 | 1,413,830,032 | 4,163,709,354 |

(注) 当初設定数量は214,466,057口です。

（参考）マザーファンド
女性活躍応援マザーファンド

## (1) 投資状況（2020 年 9 月 30 日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | | 時価(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 株式 | | 28,583,852,600 | 92.46 |
| | 内 日本 | 28,583,852,600 | 92.46 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 2,330,067,258 | 7.54 |
| 純資産総額 | | 30,913,919,858 | 100.00 |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（2020 年 9 月 30 日現在）

### ① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数または額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円) | 評価単価<br>時価<br>(円) | 投資比率<br>(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | エニグモ | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 1,230,000 | 1,774.00<br>2,182,020,000 | 1,670.00<br>2,054,100,000 | 6.64 |
| 2 | オイシックス・ラ・大地 | 日本 | 株式 | 小売業 | 390,000 | 3,275.00<br>1,277,250,000 | 3,395.00<br>1,324,050,000 | 4.28 |
| 3 | NEC ネッツエスアイ | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 620,000 | 2,070.00<br>1,283,400,000 | 2,013.00<br>1,248,060,000 | 4.04 |
| 4 | ZOZO | 日本 | 株式 | 小売業 | 360,000 | 2,906.00<br>1,046,160,000 | 2,928.00<br>1,054,080,000 | 3.41 |
| 5 | イトクロ | 日本 | 株式 | サービス業 | 810,000 | 1,327.00<br>1,074,870,000 | 1,233.00<br>998,730,000 | 3.23 |
| 6 | 野村総合研究所 | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 320,000 | 3,210.00<br>1,027,200,000 | 3,095.00<br>990,400,000 | 3.20 |
| 7 | メニコン | 日本 | 株式 | 精密機器 | 140,000 | 7,030.00<br>984,200,000 | 7,020.00<br>982,800,000 | 3.18 |
| 8 | ソラスト | 日本 | 株式 | サービス業 | 710,000 | 1,323.00<br>939,330,000 | 1,374.00<br>975,540,000 | 3.16 |
| 9 | アスクル | 日本 | 株式 | 小売業 | 220,000 | 4,363.24<br>959,914,804 | 4,285.00<br>942,700,000 | 3.05 |
| 10 | 富 士 通 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 65,000 | 14,380.00<br>934,700,000 | 14,340.00<br>932,100,000 | 3.02 |
| 11 | インフォコム | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 230,000 | 4,035.00<br>928,050,000 | 4,040.00<br>929,200,000 | 3.01 |
| 12 | パピレス | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 274,000 | 2,813.00<br>770,762,000 | 2,863.00<br>784,462,000 | 2.54 |
| 13 | テ ル モ | 日本 | 株式 | 精密機器 | 180,000 | 4,145.00<br>746,100,000 | 4,180.00<br>752,400,000 | 2.43 |

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円) | 評価単価<br>時価<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 14 | ブイキューブ | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 400,000 | 1,791.00<br>716,400,000 | 1,814.00<br>725,600,000 | 2.35 |
| 15 | 日本ユニシス | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 200,000 | 3,355.00<br>671,000,000 | 3,300.00<br>660,000,000 | 2.13 |
| 16 | シグマクシス | 日本 | 株式 | サービス業 | 380,000 | 1,688.00<br>641,440,000 | 1,725.00<br>655,500,000 | 2.12 |
| 17 | ケイアイスター不動産 | 日本 | 株式 | 不動産業 | 240,000 | 2,665.00<br>639,600,000 | 2,626.00<br>630,240,000 | 2.04 |
| 18 | ネットワンシステムズ | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 130,000 | 4,835.00<br>628,550,000 | 4,780.00<br>621,400,000 | 2.01 |
| 19 | ベネフィット・ワン | 日本 | 株式 | サービス業 | 230,000 | 2,626.37<br>604,065,273 | 2,652.00<br>609,960,000 | 1.97 |
| 20 | 富士電機 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 170,000 | 3,393.34<br>576,868,895 | 3,310.00<br>562,700,000 | 1.82 |
| 21 | 伊藤忠テクノソリューション | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 140,000 | 4,075.00<br>570,500,000 | 3,985.00<br>557,900,000 | 1.80 |
| 22 | TIS | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 240,000 | 2,239.00<br>537,360,000 | 2,228.00<br>534,720,000 | 1.73 |
| 23 | チャームケアコーポレーション | 日本 | 株式 | サービス業 | 400,000 | 1,162.00<br>464,800,000 | 1,191.00<br>476,400,000 | 1.54 |
| 24 | IBJ | 日本 | 株式 | サービス業 | 410,000 | 1,105.00<br>453,050,000 | 1,085.00<br>444,850,000 | 1.44 |
| 25 | 日本電気 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 60,000 | 5,910.00<br>354,600,000 | 6,140.00<br>368,400,000 | 1.19 |
| 26 | テクマトリックス | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 160,000 | 2,288.00<br>366,080,000 | 2,285.00<br>365,600,000 | 1.18 |
| 27 | 日本電産 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 35,000 | 9,688.00<br>339,080,000 | 9,805.00<br>343,175,000 | 1.11 |
| 28 | サイボウズ | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 100,000 | 3,510.00<br>351,000,000 | 3,310.00<br>331,000,000 | 1.07 |
| 29 | インターネットイニシアティブ | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 70,000 | 4,790.00<br>335,300,000 | 4,720.00<br>330,400,000 | 1.07 |
| 30 | NSD | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 160,000 | 2,019.00<br>323,040,000 | 2,058.00<br>329,280,000 | 1.07 |

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|---|---|
| 株式 | 92.46% |
| 合計 | 92.46% |

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 投資比率 |
|---|---|
| 建設業 | 0.18% |

| 業種 | 投資比率 |
|---|---|
| 食料品 | 0.74% |
| 化学 | 2.31% |
| 医薬品 | 0.45% |
| 機械 | 0.39% |
| 電気機器 | 7.76% |
| 精密機器 | 5.82% |
| その他製品 | 0.15% |
| 情報・通信業 | 39.23% |
| 卸売業 | 0.30% |
| 小売業 | 11.73% |
| 不動産業 | 2.04% |
| サービス業 | 21.36% |
| 合計 | 92.46% |

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

**② 投資不動産物件**

該当事項はありません。

**③ その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

●女性活躍応援ファンド

2020年9月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 17,115円 |
| 純資産総額 | 305億円 |

### 基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|---|---|
| 1カ月間 | 8.2% |
| 3カ月間 | 16.6% |
| 6カ月間 | 50.7% |
| 1年間 | 13.4% |
| 3年間 | 26.8% |
| 5年間 | 105.7% |
| 設定来 | 106.7% |

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

## 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　2,600円

| 決算期 | 第 1 期<br>15年9月 | 第 2 期<br>16年3月 | 第 3 期<br>16年9月 | 第 4 期<br>17年3月 | 第 5 期<br>17年9月 | 第 6 期<br>18年3月 | 第 7 期<br>18年9月 | 第 8 期<br>19年3月 | 第 9 期<br>19年9月 | 第 10 期<br>20年3月 | 第 11 期<br>20年9月 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分配金 | 0円 | 0円 | 50円 | 1,100円 | 650円 | 800円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 |
|---|---|---|
| 国内株式 | 122 | 92.7% |
| 国内株式先物 | － | － |
| 不動産投資信託等 | － | － |
| ｺｰﾙ・ﾛｰﾝ、その他 | | 7.3% |
| 合計 | 122 | 100.0% |

| 株式　市場・上場別構成 | 比率 |
|---|---|
| 一部(東証・名証) | 84.4% |
| 二部(東証・名証) | 0.6% |
| 新興市場他 | 7.7% |
| その他 | － |
| 合計 | 92.7% |

| 株式東証33業種別構成 | 比率 |
|---|---|
| 情報・通信業 | 39.3% |
| サービス業 | 21.4% |
| 小売業 | 11.8% |
| 電気機器 | 7.8% |
| 精密機器 | 5.8% |
| 化学 | 2.3% |
| 不動産業 | 2.0% |
| 食料品 | 0.7% |
| 医薬品 | 0.4% |
| その他 | 1.0% |
| 合計 | 92.7% |

| 組入上位10銘柄 | 業種名 | 比率 |
|---|---|---|
| エニグモ | 情報・通信業 | 6.7% |
| オイシックス・ラ・大地 | 小売業 | 4.3% |
| NECネッツエスアイ | 情報・通信業 | 4.0% |
| ZOZO | 小売業 | 3.4% |
| イトクロ | サービス業 | 3.2% |
| 野村総合研究所 | 情報・通信業 | 3.2% |
| メニコン | 精密機器 | 3.2% |
| ソラスト | サービス業 | 3.2% |
| アスクル | 小売業 | 3.1% |
| 富 士 通 | 電気機器 | 3.0% |
| 合計 | | 37.3% |

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

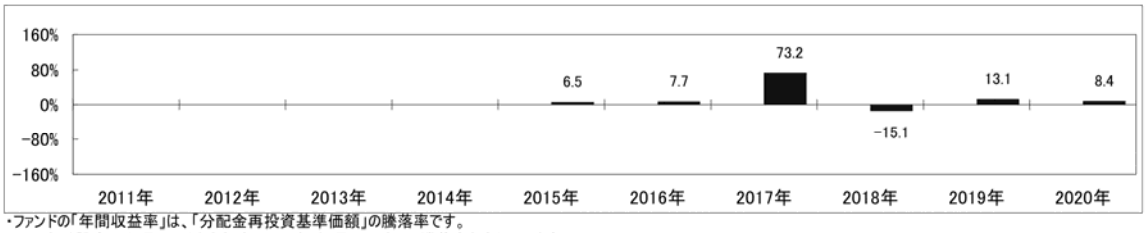


・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2015年は設定日（3月31日）から年末、2020年は9月30日までの騰落率を表しています。

**委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。**

## 第２　管理及び運営

### １　申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1 万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後３時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### ２　換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後３時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を１口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができ

ます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　　（営業日の 9:00～17:00）
・委託会社のホームページ
　　アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができます。一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約請求受付日から起算して 4 営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

## 3　資産管理等の概要

### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した 1 万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注 1、注 2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注 1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要
　・マザーファンドの受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（注 2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要
　・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　　（営業日の 9:00～17:00）
・委託会社のホームページ
　　アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

**(2) 保管**

該当事項はありません。

**(3) 信託期間**

2015年3月31日から2025年3月19日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

**(4) 計算期間**

毎年3月21日から9月20日まで、および9月21日から翌年3月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年3月31日から2015年9月20日までとし、最終計算期間は、2024年9月21日から2025年3月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

**(5) その他**

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させ

ます。

② 信託約款の変更等

1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1．から7．までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2．委託会社は、前1．の事項（前1．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前 1．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3．前 2．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4．前2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5．書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6．前2．から前5．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7．前1．から前6．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1．から前7．までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1．委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2．委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3．前 2．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤　公告

1．委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2．前 1．の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4　受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

①　収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して 5 営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②　換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

# 第３　ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は 6 か月であるため、財務諸表は 6 か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 11 期計算期間（2020 年 3 月 24 日から 2020 年 9 月 23 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 深井　康治 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 小林　英之 | 印 |

監査意見

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている女性活躍応援ファンドの2020年3月24日から2020年9月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、女性活躍応援ファンドの2020年9月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 財務諸表

女性活躍応援ファンド

### (1) 貸借対照表

| | 第10期<br>2020年3月23日現在 | 第11期<br>2020年9月23日現在 |
|---|---|---|
| | 金 額（円） | 金 額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 291,766,404 | 340,370,876 |
| 親投資信託受益証券 | 20,747,824,035 | 31,457,655,045 |
| 未収入金 | 5,400,000 | 180,900,000 |
| 流動資産合計 | 21,044,990,439 | 31,978,925,921 |
| 資産合計 | 21,044,990,439 | 31,978,925,921 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 13,286,009 | 409,578,955 |
| 未払受託者報酬 | 9,138,083 | 8,004,180 |
| 未払委託者報酬 | 255,867,440 | 224,118,139 |
| その他未払費用 | 914,693 | 802,001 |
| 流動負債合計 | 279,206,225 | 642,503,275 |
| 負債合計 | 279,206,225 | 642,503,275 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 ※1 | 20,984,669,907 | 18,234,790,585 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2 | △218,885,693 | 13,101,632,061 |
| （分配準備積立金） | 1,122,709,656 | 1,350,885,885 |
| 元本等合計 | 20,765,784,214 | 31,336,422,646 |
| 純資産合計 | 20,765,784,214 | 31,336,422,646 |
| 負債純資産合計 | 21,044,990,439 | 31,978,925,921 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| | 第10期<br>自 2019年9月21日<br>至 2020年3月23日 | 第11期<br>自 2020年3月24日<br>至 2020年9月23日 |
|---|---|---|
| | 金　額（円） | 金　額（円） |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 536 | 1,753 |
| 有価証券売買等損益 | △10,353,364,502 | 15,194,431,010 |
| 営業収益合計 | △10,353,363,966 | 15,194,432,763 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 47,789 | 44,099 |
| 受託者報酬 | 9,138,083 | 8,004,180 |
| 委託者報酬 | 255,867,440 | 224,118,139 |
| その他費用 | 915,222 | 803,498 |
| 営業費用合計 | 265,968,534 | 232,969,916 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △10,619,332,500 | 14,961,462,847 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △10,619,332,500 | 14,961,462,847 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △10,619,332,500 | 14,961,462,847 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 58,230,847 | 2,126,881,450 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 11,946,117,647 | △218,885,693 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 576,547,402 | 495,208,482 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額<br>又は欠損金減少額 | 576,547,402 | 495,208,482 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,063,987,395 | 9,272,125 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額 | 2,063,987,395 | 9,272,125 |
| 分配金　※1 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △218,885,693 | 13,101,632,061 |

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区　分 | 第11期<br>自　2020年3月24日<br>至　2020年9月23日 |
|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br><br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間末日<br><br>2020年3月20日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前計算期間末日を2020年3月23日としており、2020年9月20日、その翌日及びその翌々日が休日のため、当計算期間末日を2020年9月23日としております。このため、当計算期間は184日となっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区　分 | 第10期<br>2020年3月23日現在 | 第11期<br>2020年9月23日現在 |
|---|---|---|
| 1. ※1 期首元本額 | 23,798,298,296円 | 20,984,669,907円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,294,264,403円 | 1,413,830,032円 |
| 期中一部解約元本額 | 4,107,892,792円 | 4,163,709,354円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 20,984,669,907口 | 18,234,790,585口 |
| 3. ※2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は218,885,693円であります。 | ―――――― |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区　分 | 第10期<br>自　2019年9月21日<br>至　2020年3月23日 | 第11期<br>自　2020年3月24日<br>至　2020年9月23日 |
|---|---|---|
| ※1　分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,219,740,042円）及び分配準備積立金（1,122,709,656円）より分配対象額は | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（139,342,466円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（301,325,839円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,750,746,176円）及び分配準備積立金（910,217,580円） |

| | | |
|---|---|---|
| | 5,342,449,698円(1万口当たり2,545.88円）であり、分配を行っておりません。 | より分配対象額は13,101,632,061円（1万口当たり7,184.96円）であり、分配を行っておりません。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

| 区　分 | 第11期<br>自　2020年3月24日<br>至　2020年9月23日 |
|---|---|
| 1.　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2.　金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3.　金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| 区　分 | 第11期<br>2020年9月23日現在 |
|---|---|
| 1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.　金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

| 種　類 | 第10期<br>2020年3月23日現在<br>当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 第11期<br>2020年9月23日現在<br>当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | △10,470,137,663 | 13,439,919,485 |
| 合計 | △10,470,137,663 | 13,439,919,485 |

（デリバティブ取引に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第10期<br>2020年3月23日現在 | 第11期<br>2020年9月23日現在 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第11期<br>自　2020年3月24日<br>至　2020年9月23日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 第10期<br>2020年3月23日現在 | 第11期<br>2020年9月23日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 0.9896円<br>（9,896円） | 1.7185円<br>（17,185円） |

**(4) 附属明細表**

第１ 有価証券明細表
(1) 株式
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額<br>(円) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 女性活躍応援マザーファンド | 13,853,115,662 | 31,457,655,045 | |
| 親投資信託受益証券　合計 | | | 31,457,655,045 | |
| 合計 | | | 31,457,655,045 | |

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

**（参考）**

当ファンドは、「女性活躍応援マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

**「女性活躍応援マザーファンド」の状況**

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

**貸借対照表**

| | 2020年3月23日現在 | 2020年9月23日現在 |
|---|---|---|
| | 金　額（円） | 金　額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 269,812,547 | 1,029,387,490 |
| 株式 | 20,387,721,000 | 30,191,593,000 |
| 未収入金 | 314,255,981 | 1,307,812,636 |
| 未収配当金 | 72,900,000 | 11,940,000 |
| 流動資産合計 | 21,044,689,528 | 32,540,733,126 |
| 資産合計 | 21,044,689,528 | 32,540,733,126 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 174,554,191 | 584,335,093 |
| 未払解約金 | 5,428,000 | 180,952,000 |
| その他未払費用 | － | 6,585 |
| 流動負債合計 | 179,982,191 | 765,293,678 |
| 負債合計 | 179,982,191 | 765,293,678 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本　※1 | 16,099,685,909 | 13,993,326,933 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 4,765,021,428 | 17,782,112,515 |
| 元本等合計 | 20,864,707,337 | 31,775,439,448 |
| 純資産合計 | 20,864,707,337 | 31,775,439,448 |
| 負債純資産合計 | 21,044,689,528 | 32,540,733,126 |

**注記表**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区　分 | 自　2020年3月24日<br>至　2020年9月23日 |
|---|---|
| 1.　有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br><br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。<br>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |
| 2.　収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区　分 | 2020年3月23日現在 | 2020年9月23日現在 |
|---|---|---|
| 1.　※1　期首 | 2019年9月21日 | 2020年3月24日 |
| 期首元本額 | 18,620,533,131円 | 16,099,685,909円 |
| 期中追加設定元本額 | 160,698,387円 | 415,456,252円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,681,545,609円 | 2,521,815,228円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| 女性活躍応援ファンド | 16,009,123,484円 | 13,853,115,662円 |
| つみたて椿 | 90,562,425円 | 140,211,271円 |
| 計 | 16,099,685,909円 | 13,993,326,933円 |
| 2.　期末日における受益権の総数 | 16,099,685,909口 | 13,993,326,933口 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

| 区　分 | 自　2020年3月24日<br>至　2020年9月23日 |
|---|---|
| 1.　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2.　金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |

| | |
|---|---|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 2020年9月23日現在 |
|---|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 2020年3月23日現在<br>当期間の損益に含まれた評価差額(円) | 2020年9月23日現在<br>当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|---|---|---|
| 株式 | △12,126,944,233 | 8,688,323,329 |
| 合計 | △12,126,944,233 | 8,688,323,329 |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年9月21日から2020年3月23日まで、及び2020年3月24日から2020年9月23日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 2020年3月23日現在 | 2020年9月23日現在 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

| | 2020年3月23日現在 | 2020年9月23日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.2960円<br>(12,960円) | 2.2708円<br>(22,708円) |

**附属明細表**

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 銘 柄 | 株 式 数 | 評価額(円) | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 単 価 | 金 額 | |
| コムシスホールディングス | 10,000 | 2,946.00 | 29,460,000 | |
| 協和エクシオ | 10,000 | 2,740.00 | 27,400,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ＮＥＣネッツエスアイ | 630,000 | 2,070.00 | 1,304,100,000 | |
| ジェイエイシーリクルートメント | 5,000 | 1,343.00 | 6,715,000 | |
| メンバーズ | 40,000 | 1,769.00 | 70,760,000 | |
| クルーズ | 20,000 | 1,537.00 | 30,740,000 | |
| リンクアンドモチベーション | 50,000 | 414.00 | 20,700,000 | |
| エス・エム・エス | 25,000 | 2,950.00 | 73,750,000 | |
| パーソルホールディングス | 10,000 | 1,738.00 | 17,380,000 | |
| 寿スピリッツ | 2,000 | 5,230.00 | 10,460,000 | |
| ヤクルト | 5,000 | 5,870.00 | 29,350,000 | |
| 日鉄ソリューションズ | 10,000 | 3,200.00 | 32,000,000 | |
| 綜合警備保障 | 5,000 | 5,150.00 | 25,750,000 | |
| ディップ | 10,000 | 2,120.00 | 21,200,000 | |
| キャリアデザインセンター | 30,000 | 1,036.00 | 31,080,000 | |
| ベネフィット・ワン | 220,000 | 2,625.00 | 577,500,000 | |
| オールアバウト | 97,000 | 981.00 | 95,157,000 | |
| エスプール | 150,000 | 798.00 | 119,700,000 | |
| ＷＤＢホールディングス | 35,000 | 3,070.00 | 107,450,000 | |
| バリューコマース | 10,000 | 3,555.00 | 35,550,000 | |
| アスクル | 200,000 | 4,360.00 | 872,000,000 | |
| セリア | 2,000 | 4,500.00 | 9,000,000 | |
| 太陽化学 | 107,800 | 1,840.00 | 198,352,000 | |
| ラクーンホールディングス | 150,000 | 2,101.00 | 315,150,000 | |
| マツモトキヨシＨＬＤＧＳ | 5,000 | 3,790.00 | 18,950,000 | |
| ＺＯＺＯ | 360,000 | 2,906.00 | 1,046,160,000 | |
| オイシックス・ラ・大地 | 390,000 | 3,275.00 | 1,277,250,000 | |
| ｃｏｔｔａ | 10,000 | 998.00 | 9,980,000 | |
| ツルハホールディングス | 3,000 | 15,190.00 | 45,570,000 | |
| ケイアイスター不動産 | 240,000 | 2,665.00 | 639,600,000 | |
| ＴＩＳ | 240,000 | 2,239.00 | 537,360,000 | |
| パピレス | 284,000 | 2,813.00 | 798,892,000 | |
| アイスタイル | 100,000 | 310.00 | 31,000,000 | |
| エニグモ | 1,280,000 | 1,774.00 | 2,270,720,000 | |
| ブイキューブ | 400,000 | 1,791.00 | 716,400,000 | |
| テクマトリックス | 160,000 | 2,288.00 | 366,080,000 | |
| インターネットイニシアティブ | 70,000 | 4,790.00 | 335,300,000 | |
| システムインテグレータ | 140,000 | 729.00 | 102,060,000 | |
| オープンドア | 10,000 | 1,413.00 | 14,130,000 | |
| テイカ | 15,000 | 1,434.00 | 21,510,000 | |
| 竹本容器 | 100,000 | 989.00 | 98,900,000 | |
| プレステージ・インター | 270,000 | 920.00 | 248,400,000 | |
| セプテーニＨＬＤＧＳ | 450,000 | 320.00 | 144,000,000 | |
| 野村総合研究所 | 320,000 | 3,210.00 | 1,027,200,000 | |
| クイック | 20,000 | 1,221.00 | 24,420,000 | |
| イオンファンタジー | 20,000 | 1,705.00 | 34,100,000 | |
| インフォコム | 240,000 | 4,035.00 | 968,400,000 | |
| 扶桑化学工業 | 80,000 | 3,640.00 | 291,200,000 | |
| メルカリ | 10,000 | 5,000.00 | 50,000,000 | |
| イーソル | 10,000 | 1,221.00 | 12,210,000 | |
| 花　王 | 5,000 | 8,202.00 | 41,010,000 | |
| ロート製薬 | 80,000 | 3,615.00 | 289,200,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| テ　ル　モ | 180,000 | 4,145.00 | 746,100,000 | |
| オリエンタルランド | 1,000 | 15,130.00 | 15,130,000 | |
| ジャストシステム | 20,000 | 7,400.00 | 148,000,000 | |
| リソー教育 | 10,000 | 287.00 | 2,870,000 | |
| ＳＢテクノロジー | 30,000 | 3,635.00 | 109,050,000 | |
| オービックビジネスＣ | 23,000 | 6,080.00 | 139,840,000 | |
| 伊藤忠テクノソリュー | 150,000 | 4,075.00 | 611,250,000 | |
| 東京個別指導学院 | 295,000 | 553.00 | 163,135,000 | |
| クリーク・アンド・リバー社 | 10,000 | 1,346.00 | 13,460,000 | |
| 大塚商会 | 5,000 | 5,530.00 | 27,650,000 | |
| サイボウズ | 100,000 | 3,510.00 | 351,000,000 | |
| 電通国際情報Ｓ | 40,000 | 6,450.00 | 258,000,000 | |
| フルキャストホールディングス | 10,000 | 1,703.00 | 17,030,000 | |
| エン・ジャパン | 10,000 | 2,883.00 | 28,830,000 | |
| 資　生　堂 | 10,000 | 6,210.00 | 62,100,000 | |
| ライオン | 30,000 | 2,229.00 | 66,870,000 | |
| ミルボン | 15,000 | 5,780.00 | 86,700,000 | |
| ファンケル | 20,000 | 3,325.00 | 66,500,000 | |
| コーセー | 2,000 | 12,900.00 | 25,800,000 | |
| ハーバー研究所 | 7,000 | 4,535.00 | 31,745,000 | |
| ポーラ・オルビスＨＤ | 10,000 | 2,042.00 | 20,420,000 | |
| ノエビアホールディングス | 1,000 | 5,280.00 | 5,280,000 | |
| エステー | 10,000 | 2,165.00 | 21,650,000 | |
| メック | 20,000 | 1,900.00 | 38,000,000 | |
| イトクロ | 830,000 | 1,327.00 | 1,101,410,000 | |
| チャームケアコーポレーション | 520,000 | 1,162.00 | 604,240,000 | |
| トレンダーズ | 20,000 | 763.00 | 15,260,000 | |
| ＩＢＪ | 510,000 | 1,105.00 | 563,550,000 | |
| ライドオンエクスプレスＨＤ | 10,000 | 2,545.00 | 25,450,000 | |
| シグマクシス | 380,000 | 1,688.00 | 641,440,000 | |
| ウィルグループ | 40,000 | 876.00 | 35,040,000 | |
| リクルートホールディングス | 70,000 | 4,290.00 | 300,300,000 | |
| ディスコ | 1,000 | 25,680.00 | 25,680,000 | |
| ベルシステム２４ＨＬＤＧＳ | 120,000 | 1,760.00 | 211,200,000 | |
| ＬＩＴＡＬＩＣＯ | 10,000 | 2,804.00 | 28,040,000 | |
| ソラスト | 710,000 | 1,323.00 | 939,330,000 | |
| インソース | 1,200 | 2,803.00 | 3,363,600 | |
| ダイキン工業 | 5,000 | 19,520.00 | 97,600,000 | |
| 富士電機 | 140,000 | 3,400.00 | 476,000,000 | |
| ウェルビー | 100,000 | 1,613.00 | 161,300,000 | |
| 日本電産 | 35,000 | 9,688.00 | 339,080,000 | |
| ヤーマン | 100,000 | 1,678.00 | 167,800,000 | |
| 日本電気 | 60,000 | 5,910.00 | 354,600,000 | |
| 富　士　通 | 65,000 | 14,380.00 | 934,700,000 | |
| ソ　ニ　ー | 20,000 | 8,204.00 | 164,080,000 | |
| スプリックス | 195,000 | 868.00 | 169,260,000 | |
| ブリッジインターナショナル | 10,000 | 2,964.00 | 29,640,000 | |
| カーブスホールディングス | 40,000 | 681.00 | 27,240,000 | |
| ナガイレーベン | 10,000 | 2,805.00 | 28,050,000 | |
| 良品計画 | 20,000 | 1,759.00 | 35,180,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ネットワンシステムズ | 130,000 | 4,835.00 | 628,550,000 | |
| ワークマン | 20,000 | 9,140.00 | 182,800,000 | |
| 薬王堂ホールディングス | 5,000 | 2,517.00 | 12,585,000 | |
| オリンパス | 30,000 | 2,081.00 | 62,430,000 | |
| メニコン | 140,000 | 7,030.00 | 984,200,000 | |
| レック | 20,000 | 1,690.00 | 33,800,000 | |
| ピジョン | 10,000 | 4,650.00 | 46,500,000 | |
| 日本ユニシス | 200,000 | 3,355.00 | 671,000,000 | |
| ユニ・チャーム | 30,000 | 4,677.00 | 140,310,000 | |
| ＰＡＬＴＡＣ | 5,000 | 5,600.00 | 28,000,000 | |
| アドバンテッジリスクマネ | 108,000 | 769.00 | 83,052,000 | |
| バリュエンスＨＬＤＧＳ | 12,000 | 2,075.00 | 24,900,000 | |
| ビジョン | 20,000 | 808.00 | 16,160,000 | |
| ＫＤＤＩ | 20,000 | 2,754.50 | 55,090,000 | |
| 光通信 | 3,000 | 24,270.00 | 72,810,000 | |
| ＮＴＴデータ | 10,000 | 1,415.00 | 14,150,000 | |
| ビジネスＢ太田昭和 | 112,000 | 1,378.00 | 154,336,000 | |
| ＤＴＳ | 10,000 | 2,280.00 | 22,800,000 | |
| ＳＣＳＫ | 50,000 | 5,910.00 | 295,500,000 | |
| セントラル警備保障 | 5,000 | 3,500.00 | 17,500,000 | |
| ＮＳＤ | 160,000 | 2,019.00 | 323,040,000 | |
| 学　究　社 | 114,300 | 1,128.00 | 128,930,400 | |
| ベネッセホールディングス | 50,000 | 2,744.00 | 137,200,000 | |
| 合計 | | | 30,191,593,000 | |

(2)　株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ２　ファンドの現況

### 純資産額計算書

2020年9月30日

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ | 資産総額 | 30,866,032,549円 |
| Ⅱ | 負債総額 | 338,300,858円 |
| Ⅲ | 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 30,527,731,691円 |
| Ⅳ | 発行済数量 | 17,836,365,322口 |
| Ⅴ | １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.7115円 |

### （参考）女性活躍応援マザーファンド

### 純資産額計算書

2020年9月30日

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ | 資産総額 | 31,126,102,585円 |
| Ⅱ | 負債総額 | 212,182,727円 |
| Ⅲ | 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 30,913,919,858円 |
| Ⅳ | 発行済数量 | 13,663,517,353口 |
| Ⅴ | １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 2.2625円 |

## 第４　内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に１口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部　委託会社等の情報

## 第１　委託会社等の概況

### １　委託会社等の概況

ａ．資本金の額

2020 年 9 月末日現在

資本金の額　　151 億 7,427 万 2,500 円

発行可能株式総数　799 万 9,980 株

発行済株式総数　　260 万 8,525 株

過去 5 年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4 名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## ２　事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2020 年 9 月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|---|---|---|
| 単位型株式投資信託 | 49 | 80,212 |
| 追加型株式投資信託 | 704 | 17,226,319 |
| 株式投資信託　　合計 | 753 | 17,306,531 |
| 単位型公社債投資信託 | 33 | 107,522 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 1,435,447 |
| 公社債投資信託　合計 | 47 | 1,542,969 |
| 総合計 | 800 | 18,849,500 |

## ３　委託会社等の経理状況

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

３．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小倉　加奈子 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬　友未 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 深井　康治 | 印 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注) 2．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### (1) 貸借対照表

（単位:百万円）

| | 前事業年度<br>(2019年３月31日) | | 当事業年度<br>(2020年３月31日) | |
|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 28,489 | | 2,741 |
| 有価証券 | | 554 | | 22,167 |
| 前払費用 | | 214 | | 205 |
| 未収委託者報酬 | | 11,468 | | 10,847 |
| 未収収益 | | 98 | | 63 |
| その他 | | 56 | | 62 |
| 流動資産計 | | 40,882 | | 36,088 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | ※1 | 206 | ※1 | 217 |
| 建物 | | 10 | | 7 |
| 器具備品 | | 195 | | 209 |
| 無形固定資産 | | 2,821 | | 2,362 |
| ソフトウェア | | 2,804 | | 2,028 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 17 | | 333 |
| 投資その他の資産 | | 12,799 | | 15,844 |
| 投資有価証券 | | 8,493 | | 9,153 |
| 関係会社株式 | | 1,836 | | 3,972 |
| 出資金 | | 183 | | 183 |
| 長期差入保証金 | | 1,070 | | 1,069 |
| 繰延税金資産 | | 1,183 | | 1,431 |
| その他 | | 31 | | 33 |
| 固定資産計 | | 15,827 | | 18,424 |
| 資産合計 | | 56,709 | | 54,512 |

（単位:百万円）

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | | 当事業年度<br>（2020年３月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 75 | | 69 |
| 未払金 | | 8,548 | | 7,573 |
| 未払収益分配金 | | 15 | | 14 |
| 未払償還金 | | 40 | | 39 |
| 未払手数料 | | 4,610 | | 3,988 |
| その他未払金 | ※2 | 3,882 | ※2 | 3,530 |
| 未払費用 | | 3,735 | | 3,830 |
| 未払法人税等 | | 726 | | 656 |
| 未払消費税等 | | 255 | | 590 |
| 賞与引当金 | | 725 | | 688 |
| その他 | | 2 | | 5 |
| 流動負債計 | | 14,070 | | 13,414 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 2,389 | | 2,574 |
| 役員退職慰労引当金 | | 103 | | 88 |
| その他 | | 2 | | 5 |
| 固定負債計 | | 2,496 | | 2,667 |
| 負債合計 | | 16,567 | | 16,082 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 15,174 | | 15,174 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 11,495 | | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | | 11,495 | | 11,495 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 374 | | 374 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 13,052 | | 11,749 |
| 利益剰余金合計 | | 13,426 | | 12,123 |
| 株主資本合計 | | 40,096 | | 38,793 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 46 | | △363 |
| 評価・換算差額等合計 | | 46 | | △363 |
| 純資産合計 | | 40,142 | | 38,430 |
| 負債・純資産合計 | | 56,709 | | 54,512 |

### (2) 損益計算書

（単位:百万円）

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 76,052 | 69,550 |
| その他営業収益 | 673 | 583 |
| 営業収益計 | 76,725 | 70,134 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 35,789 | 31,120 |
| 広告宣伝費 | 694 | 745 |
| 調査費 | 9,066 | 8,858 |
| 調査費 | 1,057 | 1,188 |
| 委託調査費 | 8,009 | 7,670 |
| 委託計算費 | 1,351 | 1,410 |
| 営業雑経費 | 1,557 | 1,770 |
| 通信費 | 228 | 240 |
| 印刷費 | 513 | 524 |
| 協会費 | 55 | 56 |
| 諸会費 | 13 | 13 |
| その他営業雑経費 | 746 | 936 |
| 営業費用計 | 48,459 | 43,906 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,755 | 5,793 |
| 役員報酬 | 373 | 374 |
| 給料・手当 | 4,145 | 4,335 |
| 賞与 | 510 | 395 |
| 賞与引当金繰入額 | 725 | 688 |
| 福利厚生費 | 796 | 838 |
| 交際費 | 64 | 62 |
| 旅費交通費 | 178 | 154 |
| 租税公課 | 472 | 451 |
| 不動産賃借料 | 1,291 | 1,299 |
| 退職給付費用 | 374 | 368 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 34 | 37 |
| 固定資産減価償却費 | 907 | 925 |
| 諸経費 | 1,819 | 1,770 |
| 一般管理費計 | 11,693 | 11,702 |
| 営業利益 | 16,572 | 14,525 |

（単位:百万円）

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 38 | 912 |
| 投資有価証券売却益 | 215 | 214 |
| 有価証券償還益 | 133 | 24 |
| その他 | 134 | 78 |
| 営業外収益計 | 521 | 1,230 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券償還損 | 32 | 71 |
| 投資有価証券売却損 | 40 | 1 |
| その他 | 60 | 54 |
| 営業外費用計 | 132 | 127 |
| 経常利益 | 16,961 | 15,629 |
| 特別損失 | | |
| システム刷新関連費用 | － | 537 |
| 投資有価証券評価損 | － | 48 |
| 関係会社整理損失 | 29 | － |
| 特別損失計 | 29 | 585 |
| 税引前当期純利益 | 16,931 | 15,043 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,076 | 4,555 |
| 法人税等調整額 | △15 | △78 |
| 法人税等合計 | 5,060 | 4,477 |
| 当期純利益 | 11,870 | 10,566 |

### (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,850 | 14,225 | 40,895 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △12,669 | △12,669 | △12,669 |
| 当期純利益 | － | － | － | 11,870 | 11,870 | 11,870 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | － | △798 | △798 | △798 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 216 | 216 | 41,112 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △12,669 |
| 当期純利益 | － | － | 11,870 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △170 | △170 | △170 |
| 当期変動額合計 | △170 | △170 | △969 |
| 当期末残高 | 46 | 46 | 40,142 |

当事業年度（自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △11,868 | △11,868 | △11,868 |
| 当期純利益 | － | － | － | 10,566 | 10,566 | 10,566 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | － | △1,302 | △1,302 | △1,302 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,749 | 12,123 | 38,793 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 46 | 46 | 40,142 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △11,868 |
| 当期純利益 | － | － | 10,566 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △410 | △410 | △410 |
| 当期変動額合計 | △410 | △410 | △410 |
| 当期末残高 | △363 | △363 | 38,430 |

注記事項
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物　　８～18 年
器具備品　　４～17 年
（２）無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準
（１）賞与引当金
役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
（２）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
（３）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

６．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会

計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

１．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2018 年３月 30 日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2018 年３月 30 日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

２．時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号　2019 年７月４日）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年７月４日）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　2019 年７月４日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022 年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | 当事業年度<br>（2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | 31百万円 | 34百万円 |
| 器具備品 | 264百万円 | 276百万円 |

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | 当事業年度<br>（2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 未払金 | 3,788百万円 | 3,397百万円 |

３　保証債務

前事業年度（2019年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2020年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | － | － | 2,608 |
| 合　　計 | 2,608 | － | － | 2,608 |

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の総額（百万円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2018年６月25日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 12,669 | 4,857 | 2018年<br>３月31日 | 2018年<br>６月26日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019 年６月 21 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　11,868百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　4,550円
④ 基準日　2019年３月31日
⑤ 効力発生日　2019年６月24日

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | － | － | 2,608 |
| 合　　計 | 2,608 | － | － | 2,608 |

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の総額（百万円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2019年６月21日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 11,868 | 4,550 | 2019年<br>３月31日 | 2019年<br>６月24日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020 年６月 23 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　10,564百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　4,050円
④ 基準日　2020年３月31日
⑤ 効力発生日　2020年６月24日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ⅰ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金・預金 | 28,489 | 28,489 | － |
| （２）未収委託者報酬 | 11,468 | 11,468 | － |
| （３）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 8,380 | 8,380 | － |
| 資産計 | 48,338 | 48,338 | － |
| （１）未払手数料 | (4,610) | (4,610) | － |
| （２）その他未払金 | (3,882) | (3,882) | － |
| （３）未払費用（*2） | (2,805) | (2,805) | － |
| 負債計 | (11,298) | (11,298) | － |

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金・預金 | 2,741 | 2,741 | － |
| （２）未収委託者報酬 | 10,847 | 10,847 | － |
| （３）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 有価証券 | 21,900 | 21,900 | － |
| その他有価証券 | 8,754 | 8,754 | － |
| 資産計 | 44,243 | 44,243 | － |
| （１）未払手数料 | (3,988) | (3,988) | － |
| （２）その他未払金 | (3,530) | (3,530) | － |
| （３）未払費用（*2） | (2,889) | (2,889) | － |
| 負債計 | (10,408) | (10,408) | － |

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金・預金、並びに（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分 | 前事業年度<br>(2019年３月31日) | 当事業年度<br>(2020年３月31日) |
|---|---|---|
| （１）その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 666 | 666 |
| （２）子会社株式及び関連会社株式 | | |
| 非上場株式 | 1,836 | 3,972 |
| （３）長期差入保証金 | 1,070 | 1,069 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 28,489 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 11,468 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 554 | 4,284 | 2,227 | 1,227 |
| 合計 | 40,512 | 4,284 | 2,227 | 1,227 |

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 2,741 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 10,847 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 有価証券 | 21,900 | － | － | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 267 | 3,463 | 1,184 | － |
| 合計 | 35,756 | 3,463 | 1,184 | － |

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2019年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,944百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2019年３月31日）

| | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 取得原価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （１）株式 | 87 | 55 | 32 |
| （２）その他 | 4,991 | 4,712 | 278 |
| 小計 | 5,079 | 4,767 | 311 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 3,301 | 3,560 | △258 |
| 小計 | 3,301 | 3,560 | △258 |
| 合計 | 8,380 | 8,328 | 52 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

| | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 取得原価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （１）株式 | 60 | 55 | 5 |
| （２）その他 | 3,004 | 2,772 | 232 |
| 小計 | 3,064 | 2,827 | 237 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 27,589 | 28,354 | △764 |
| 小計 | 27,589 | 28,354 | △764 |
| 合計 | 30,654 | 31,181 | △526 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

| 種類 | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| （１）株式 | 389 | 86 | － |
| （２）その他 | | | |
| 証券投資信託 | 3,517 | 128 | 40 |
| 合計 | 3,907 | 215 | 40 |

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

| 種類 | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| （１）株式 | － | － | － |
| （２）その他 | | | |
| 証券投資信託 | 1,492 | 214 | 1 |
| 合計 | 1,492 | 214 | 1 |

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,350百万円 | 2,389百万円 |
| 勤務費用 | 158 | 159 |
| 退職給付の支払額 | △171 | △183 |
| その他 | 52 | 207 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,389 | 2,574 |

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,389 百万円 | 2,574 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,389 | 2,574 |
| 退職給付引当金 | 2,389 | 2,574 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,389 | 2,574 |

（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 158 百万円 | 159 百万円 |
| その他 | 41 | 27 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 199 | 187 |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | 当事業年度<br>（2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 731 | 788 |
| システム関連費用 | 170 | 198 |
| 賞与引当金 | 182 | 177 |
| 未払事業税 | 141 | 129 |
| 出資金評価損 | 94 | 94 |
| 投資有価証券評価損 | 32 | 47 |
| その他 | 240 | 399 |
| 繰延税金資産小計 | 1,592 | 1,835 |
| 評価性引当額 | △164 | △173 |
| 繰延税金資産合計 | 1,428 | 1,661 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引（譲渡益） | △159 | △159 |
| その他有価証券評価差額金 | △85 | △71 |
| 繰延税金負債合計 | △244 | △230 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,183 | 1,431 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証（注１） | 1,719 | － | － |
| 子会社 | Daiwa Portfolio Advisory(India)Private Ltd. | India | 1,207 | 金融商品取引業 | (所有) 直接91.0 | 経営管理 | 有償減資（注２） | 3,293 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（注２）当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証（注） | 1,603 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円）（注1） | 科目 | 期末残高（百万円）（注1） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | ― | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料（注2） | 19,975 | 未払手数料 | 3,400 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | ― | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入（注3） | 1,052 | 未払費用 | 173 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱ | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | ― | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料（注4） | 1,063 | 長期差入保証金 | 1,055 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注3）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（注4）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円）（注1） | 科目 | 期末残高（百万円）（注1） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | ― | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料（注2） | 16,953 | 未払手数料 | 2,984 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | ― | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入（注3） | 1,031 | 未払費用 | 224 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱ | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | ― | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料（注4） | 1,061 | 長期差入保証金 | 1,054 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注3）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（注4）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

| 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|
| １株当たり純資産額　15,389.06円 | １株当たり純資産額　14,732.52円 |
| １株当たり当期純利益　4,550.81円 | １株当たり当期純利益　4,050.66円 |

（注１）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益（百万円） | 11,870 | 10,566 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,608,525 | 2,608,525 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## ４　利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか､委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## ５　その他

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc.への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。

② 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

# 追加型証券投資信託

# （女性活躍応援ファンド）

# 約　　款

大和アセットマネジメント株式会社

# 運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

女性活躍応援マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）の中から、女性の活躍により成長することが期待される企業に投資し、信託財産の成長をめざします。

② マザーファンドにおけるポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針を基本とします。

イ．「女性の活躍」に着目し、以下のような企業を投資候補銘柄とします。

ⅰ．女性の活躍を推進する企業

ⅱ．女性の社会進出を助ける企業

ⅲ．女性向けまたは女性に人気の商品やサービスを提供する企業

ⅳ．女性の所得が増加することにより恩恵を受ける企業

ロ．投資候補銘柄の中から、徹底したボトムアップ・アプローチを重視した個別企業の分析および投資環境の分析を行ない、投資魅力の高い銘柄を選定します。

ハ．個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

ニ．投資候補銘柄およびポートフォリオの組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。

③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の 50%以下とします。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑦ 有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行ないます。

⑧ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

⑨ 金利先渡取引の範囲

金利先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

３．収益分配方針

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

# 追加型証券投資信託
# （女性活躍応援ファンド）
# 約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1条　この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第 2条　委託者は、金1,050億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3条　委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4条　この信託の期間は、信託契約締結日から2025年3月19日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7条　委託者は、第2条の規定による受益権については1,050億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③　前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が

行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
   ハ．約束手形
   ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された女性活躍応援マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げ

る資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図および範囲）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託

の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引の運用指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計

額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑥　委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第25条　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第27条　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第34条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条　この信託の計算期間は、毎年3月21日から9月20日まで、および9月21日から翌年3月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年3月31日から2015年9月20日までとし、最終計算期間は、2024年9月21日から2025年3月19日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の145の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれ

た受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条　受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

②　委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

④　受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第45条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第46条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条　この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第54条　委託者は､投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第55条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　　則）

第 1条　この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条　第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条　第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2015年 3月31日

委託者　　大和アセットマネジメント株式会社

受託者　　株 式 会 社 り そ な 銀 行